

国保税等の非自発的失業軽減制度

■対象世帯

対象は、①、②両方に該当する方がいる世帯です。

- ① 平成21年3月31日以降に解雇・倒産により離職され、離職時年齢が65歳未満の方の世帯。
- ② 離職により雇用保険を受給された方で、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の記載欄「離職年月日 理由」の理由コードが次のいずれかに該当する方の世帯。

※ 離職理由コード → 特定受給資格者 11、12、21、22、31、32、
→ 特定理由離職者 23、33、34

《申告に必要な書類》

・失業の確認書類

- 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（上記理由コードに該当分）
- 世帯主及び手続きの対象となる方のマイナンバーを確認できるもの
（マイナンバーカード、通知カードなど）
- 身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

※公的機関が発行した顔写真付のもの。

■保険税の軽減、適用期間

対象となる方の前年所得のうち給与所得を30/100として保険税を計算します。

（ただし、給与所得がない場合、未申告の場合などは、軽減はかかりません）

軽減がかかる所得は給与所得に限られ、農業所得、不動産所得、年金所得等は軽減対象とはなりません。

保険税軽減の適用期間は、「最大2ヶ年度分」です。

失業軽減の対象者が新たに職場の健康保険ができて国保資格を喪失した場合、それにより軽減措置も終了します。

国保に再加入する場合で軽減に該当するかは、新たな雇用保険受給資格者証により再判定します。

■高額療養費等

高額療養費等の所得区分判定の際も該当者の給与所得を30/100として判定します。

所得の軽減方法

例)

○給与所得のみの場合

給与所得 300万円

給与所得 $300万 \times 30 / 100 = \underline{90万}$ が国民健康保険税の算定所得

○給与所得と農業所得がある場合

給与所得 300万円 農業所得 150万円

給与所得 $300万 \times 30 / 100 + 150万 = \underline{240万}$
が国民健康保険税の算定所得

○給与所得と年金所得がある場合

給与所得 300万円 年金所得100万円

給与所得 $300万円 \times 30 / 100 + 100万円 = \underline{190万円}$
が国民健康保険税の算定所得